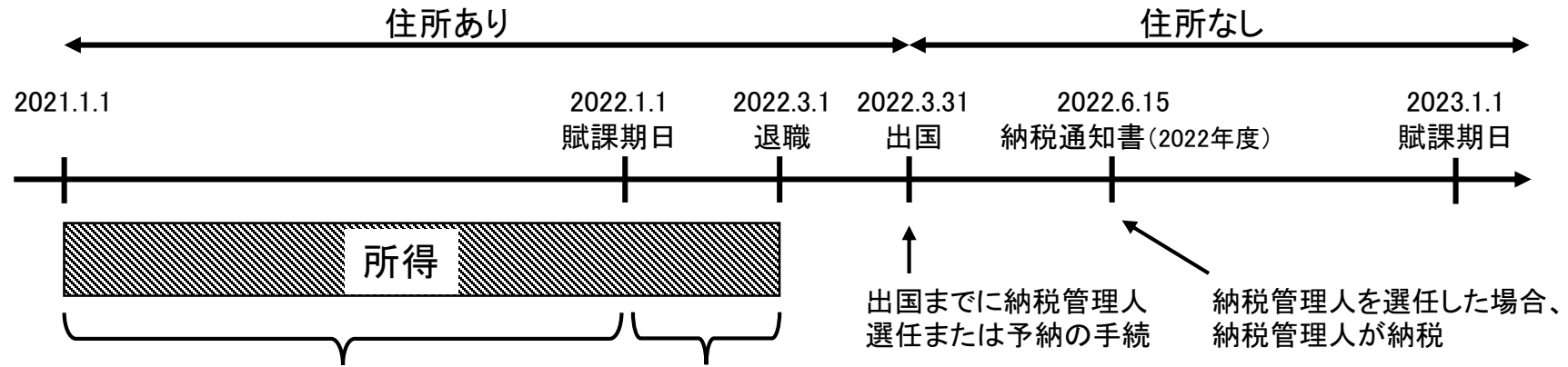


例：2022年3月1日に退職し、3月31日に出国する場合



2021年中の所得に対しては、2022.1.1に住所があるため2022年度に課税される。

2022年中の所得に対しては、出国しているため2023年度では課税されない。(1年未満での再入国など課税される場合もある。)